

遊漁規則のしおり

はじめに

上林漁業協同組合は、府から免許を受けた第五種共同漁業権にもとづいて漁族の保護、種苗放流等増殖につとめております。釣人の方々も法律や規則をよく守っていただき上林川を活さず、漁族の保護増殖にご協力ください。

●なぜ遊漁料を払わなければならないか

この川は、第五種漁業権が設定されており知事の認可を受けた遊漁規則で組合員以外の人、魚類の採捕は制限しております。しかし川は公共性が強いので遊漁規則で定められた料金で一般の釣人にも魚を取ることを認めており従ってこの河川で魚をとることは組合員と遊漁料を支払った人のみです。

●使ったりしてはならない主な漁具・漁法（全河川）

電流を流してする漁法。透視性のものとり、発射装置のもの、アカアング使用。

●主な漁具・漁法の制限（主な点のみ）

アミを使用されるときは、アミ目3cm以上で、長さ25m以下のものに限る。兼がけは終年禁止です。

●主な魚種の採捕制限

魚の名称	採捕禁止期間	採捕禁止の大きさ
こい	5月1日～5月31日	全長15cm以下
ふな	4月20日～5月20日	6cm以下
うなぎ	なし	30cm以下
ます類	10月1日～翌3月14日	12cm以下
あゆ	10月1日～10月31日 1月1日～6月19日	

●漁法等の制限区域（裏面漁場図を参照）

早稲谷・古和木金区域は、アマゴ遡遊放流し特別料金となっています。

川を美しくする為に協力しています

井上牧場(石橋)

☎ 54-0605

牛糞醗酵堆肥販売します

(有) BIG TREE FARM

代表 鳥淵 綾部市佃町野林2-2 TEL 0773-45-1780

川を美しくする為に協力しています

浦入牧場(武吉)

☎ 45-1524

印刷のことならあやべ印刷株式会社に相談ください。
お客様のニーズにしっかりと応えます。

あやべ印刷株式会社

〒623-0064 綾部市中ノ町1-20
☎(0773)42-0069

自動車販売修理

福井モータース

〒623-1122 綾部市八津合町寺町
☎(0773)54-0121

料理・仕出し・寿司

豊寿し

〒629-1242 綾部市十倉名畑町
☎(0773)45-1053



COSMO ☎54-0074
入漁券販売所

上林石油

御料理、会席、仕出し

割烹わたなべ

〒629-1242 綾部市十倉名畑町
TEL/FAX(0773)45-1332

料理旅館

森本屋

〒623-1122 綾部市八津合町
☎(0773)54-0009代

綾部市陸合町

福井石油(株)

〒623-1121 綾部市陸合町小山
中上林店 刈田店
☎(0773)54-0030代



サンケイオート
SANKEI AUTO

〒629-1242 綾部市十倉名畑町2-19番地の2
各種新車・中古車販売/車検・整備・保険・買取
TEL 0773-45-1131 FAX 45-1130



体の芯まで温まる
溶存物質たっぷりのお湯
あやべ温泉
京都府綾部市陸合町在ノ向10
TEL 0773-55-0262
定休日：毎月第2、第4日曜日

遊漁者のみなさんへ

◆遊漁者は遊漁料を納付して、必ず組合の発行する遊漁承認証を携帯して入川して下さい。

- 遊漁者は漁場の環境を美しく保全することに努めなければなりません。
- 遊漁承認証は他人に貸与は出来ません。
- 漁場監視員の要求した時は遊漁承認証を提示しなければなりません。無券での入川はいかなる理由があろうと密漁扱いとなります。
- 貼網解禁日前日までの 場所取りは禁止します。
1人で複数網を使われる方は解禁日に限り網と網の間隔を10m以内とする。

●遊漁券販売店

	住 所	氏名または名称	電 話
①	〒629-1242 綾部市十倉名畑町欠戸	森 美千代	☎(0773)45-1825
②	〒623-1132 五津合町大田	上林石油	☎(0773)54-0074
③	〒623-0016 西町3丁目	高橋釣具店	☎(0773)42-0907

●遊漁料

魚 種	券種別	普通料金	監視員に払う料金
あゆ (あまご別、雑魚含む)	年 券	10,000円	12,000円
	日 券	3,500円	4,200円
	網漁券	3,500円	4,200円
雑 魚	年 券	2,000円	2,400円
	日 券	500円	700円
特別区 アマゴ	年 券	5,000円	6,000円
	日 券	2,000円	2,400円

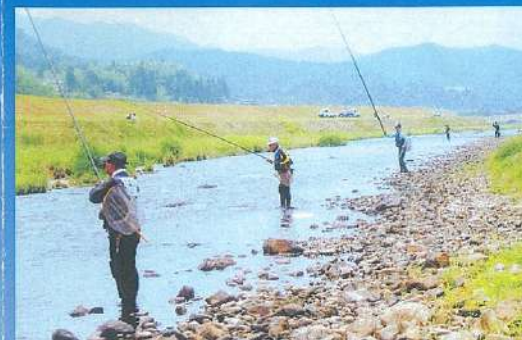
- 女性の方は、貼年券にかぎり5割引。
- 身体障害者の方は1級から5級まで、及び中学生は半額、小学生は中学生の半額。
- 網使用は1人1統が原則です。但し組合員及び貼年券購入者で網2統以上使用の方は1統につき網券が必要です。
- 雑漁の団体割引あり
 - 小学生以下は雑魚については無料とします。
 - 密漁行為の時は特別料金を徴収します。
 - 遊漁区域、漁具漁法の制限については組合の承認によるものにかぎります。

令和5年度

つり場案内

香りのよい、大きな鮎の取れる

上林川



●あまご解禁

令和6年3月15日 午前5時

あまごの放流日は読書または工事等により放流日が遅れる場合があります。

●鮎解禁

友釣 6月20日(火) 午前5時
網漁 8月11日(金) 午前11時半

- 友釣日券は6月30日より発行します。
- 網漁の日券は8月21日より発行します。

上林漁業協同組合

代表理事組合長 今井直文

上林川釣り場案内図

あゆ放流について

湖産あゆ・人工産800kg(一匹10g~15g)を放流します。あゆ・あまご年券の遊漁証を写真入に致しておりますので早い目に販売店へ申込み下さい。万一写真のないお方は販売店で写します。但し有料。

河川改修工事場所

河川の中央を深く掘下げ両方のヨシなど取りのぞき、誰でも進入出来るよう改修してあります。

釣り情報をお知らせいたします

上林漁業協同組合
代表理事組合長 今井直文 ☎090-8822-7892
増殖委員長 大入信義 ☎090-4641-4983



◆密猟行為のない明るい漁場に御協力をお願い致します。
◆車内には貴重品は置かず、ドアロックは完全にしましょう。

綾部警察署 ☎(0773)43-0110 上林駐在所 ☎(0773)54-0023

鮎友釣専用区
友釣以外すべての
釣具使用禁止